

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 20 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380013

研究課題名(和文)ローマ法におけるレグラエregulaeの研究 - ポティエのレグラエ論を中心に -

研究課題名(英文)A Study of the regulae in Roman law, especially Pothier's regulae

研究代表者

吉原 達也 (YOSHIHARA, Tatsuya)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：80127737

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ポティエ(Pothier, 1699-1772)の『新編ユスティニアヌス学説彙纂』(Pandectae Justinianae in Novum Ordinem Digestae, 3 tom. 1748～1752)の最終章に提示された法学提要式による構成の個別的分析を通じて、各法文の配列をめぐるポティエの方法の独創性を明らかにするとともに、法学体系研究史の中に位置づけることを試みた。

研究成果の概要(英文)：In several of eighteenth-century institutional books, rules and maxims are accorded a prominent position. Especially Robert Joseph Pothier(1699-1772) went further in this direction. His major work was Pandectae Justinianae in Novum Ordinem Digestae, published in 1748-1752. This is a systematic treatise on each title of the Digest. In the last title, Pothier observed that Tribonian had collected in it only certain rules, which constituted a mere taste of the wealth of rules contained in the Digest. He decided to do the job properly and set himself to extract all the short rules in the whole Corpus Iuris, and so produce a kind of universal index of the Digest. In this study we tried to reveal the method and the systematization of his last title and their significance in the history of juristic systematization.

研究分野：基礎法学

キーワード：ポティエ Pothier レグラ regulae 法学方法論 法学史 法学体系 法学提要

1. 研究開始当初の背景

研究の学術的背景

(1) わが国におけるユ帝『学説彙纂』D.50,17の「レグラエ」に関する研究として、田中周友「ローマ法における法原則」『甲南法学』9-4(1969)、「ローマ法に於ける法原則の研究学説彙纂第50巻第17章邦訳」同11-4(1971)、柴田光蔵「ローマ法法源を読む(1)(2)(3・完)「学説彙纂・第50巻第17節」を素材にして」『法学論叢』135-1,2,3号(1994)があるほか、レグラエ一般について、守屋善輝『英米法語』(1973)、柴田教授他編『ラテン語法格言辞典』(2010)などの辞書類も貴重な業績として残されている。しかしこれらの先行研究は、レグラエがそれぞれの時代にどのように理解され把握されてきたか歴史的な観点は必ずしも十分には展開されておらず、レグラエに与えられた機能の歴史的な意味は未解明のままに残されているように思われる。

(2) 欧米での「レグラエ」研究には多くのものが存在するが、歴史的観点からこれに迫ろうとする試みとして、スタイン(Peter Stein, *Regulae Iuris*, 1966)、シュミドリ(Bruno Schmidlin, *Die römischen Rechtsregeln: Versuch einer Typologie*, 1970)が先行研究として注目される。

後者は、古典期ローマ法学の方法としての「レグラエ」をはじめて典型的に把握しようとした画期的な研究である。用例研究から「市民法上のレグラエ」、「法上のレグラエ」、「端的なレグラエ」を分類するほか、法学文献の形態としての「レグラエ書」から「範疇論的レグラエ」、「定義的レグラエ」などの諸類型を示し、「レグラエ」の多様な意味層を解明する類型論的かつ静態的研究である。

これに対して、スタイン『レグラエ・ユリス』は「法学的ルールからリーガル・マクスムズへ」という副題を有するように、「レグラエ」の意味の多様性とその歴史的变化をローマ法学史の中に位置づけるという動的な構想に基づく。これによればローマ古典期における「法学的ルール」は、既存の法実務を端的に表明するだけでなく、活用表のような一種のパラダイムとしての性格をもつとされる。古典ローマ法からユ帝法に至るレグラエの諸相、中世ローマ法学が『学説彙纂』50,17「レグラエについて」を、法的ルールの性質についての思弁の出発点としたことが明らかにされ、さらにレグラエがその後の法的思考の歴史に、より具体的には近代法典の形成にいかなる影響を与えたかを、歴史的に概観する。

(3) 本研究は、こうした先行研究の中でとくにスタインのレグラエ研究が示した歴史的テーゼを手がかりにして、レグラエ研究史の具体的な諸相を再検討するため出発点として、とくにポティエの「レグラエ論」に着目し、これを中世以来の研究史を縦軸とし、それに対する批判史を横軸とする歴史的位相

の中に位置づける動的な展開を提示しようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ポティエ(Pothier, 1699~1772)の『新編ユスティニアヌス学説彙纂』(*Pandectae Justinianae, in Novum Ordinem Digestae*, 3 tom. 1748~1752)最終章D.50,17に関する「レグラエ論」の読解と分析を通じて、同章がレグラエ研究史の中でもつ意味を明らかにすることである。ユ帝『学説彙纂』のそれは211からなる断片的なレグラエの集合体であるが、ポティエの「レグラエ論」は、『学説彙纂』の全体的検討から得られた知見をもとに再編成された独自の体系的構成を有する。本研究の意義は、レグラエ形式の法学文献の展開とそれに対する批判の交錯の中にポティエ「レグラエ論」を定位することにある。

3. 研究の方法

本研究の目的は、上述のごとくスタイン『レグラエ・ユリス』の歴史テーゼの検討を通じて、「レグラエ」がいかなる機能を果たし得たかということをもう一度問い直すことにある。この問いに対する手がかりをまずポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』に求める。同書は、長年に亘るポティエの『学説彙纂』研究の成果であり、他の理論的諸著作とともに『フランス民法典』にもっとも大きな影響を与えた著作の一つとして知られる。

ポティエの手法は、原典の章立てをそのまま維持しつつ、個々の章に含まれるすべての法文を論理的な順序に並べ替え、各章には独自の序論を加えて、法文を結びつける文章を挿入しつつその相互関係に道筋をつけ、それにより普遍的に妥当する原理を例証することにある。

学説彙纂最終章「レグラエ論」において、ポティエは、レグラエの数を原典の211から2024に増やし、これを一般的レグラエ、人に関するレグラエ、物に関するレグラエ、訴訟に関するレグラエ、および公法のレグラエの5つに分類し、学説彙纂の全体を見通せる総索引のような性格を附与している。本研究は、第1に、ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』最終章「レグラエ論」に限定し、その読解と分析を通じて、ポティエの「レグラエ論」の構成原理を明らかにし、「レグラエ」研究史の考察の基礎を築くことにある。

第2に、ポティエの法律学が近代法典スタインのレグラエに関する歴史的テーゼの妥当性の検証はこうした基礎的な作業の上に始めて成し遂げられると考える。

本研究は、その達成のために全体として、主として、ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』最終章D.50,17に関する「レグラエ論」第1部一般的規則以下順次各部の読解とも、同時に、ポティエ以前のレグラエ研究

史の探求を進める。それと併行して、複数存在する諸版の比較検討のために、各種の注釈本の調査を実施する。また本課題とも深い関連を有する本学所蔵の中世・近世ローマ法文学文献を利用可能なかたちに整備するための作業を併行して実施する。これらの成果をふまえて、ポティエ「レグラエ論」の特質及びその構成原理を明らかにしつつ、レグラエ研究史に占める意味についての歴史的考察を公表する。

(1) ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』読解

本年度は、ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』最終章 D.50,17「レグラエ論」のうち、主として第1部 法の一般的レグラエ(Prima Pars de regulis juris generalibus, aut quae ad praevias quasdam legum notiones pertinent)を中心に読解と分析を試みる。

(2) 中世・近世ローマ法文学文献の整備とデジタル化の検証

主として本課題と関係の深い本学所蔵の中世・近世ローマ法文学文献の確認と、整理をかねて、デジタル化作業の可能性についての検証を行なう。本学所蔵の中世・ローマ法文学文献コレクションのデジタル化のための作業が図書館によって進められており、現在ももとより将来の研究に向けて利用可能なかたちでの整備が焦眉の課題となっている。その一環としてポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』に関連する文献類の選定と整理を試みる。

(3) 以上の成果について、論文、資料として機関誌に公表するほか、書誌目録一覧など発表可能なものはHP上に公表する。

4. 研究成果

(1) 『学説彙纂』第50巻第17章第1法文について ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章

http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/80_2/03.pdf

ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』Pandectae Justinianae in novum ordinem digestaeの最終章第50巻第17章「古法のさまざまなレグラエについて」のうち、主として第1部 法の一般的レグラエ(Prima Pars de regulis juris generalibus, aut quae ad praevias quasdam legum notiones pertinent)についての読解と分析を試みとして、同章のうち、「レグラエ第一」の内容について検討し、その歴史的な意義を明らかにすることができた。ポティエ最終章において、第50巻第17章の211のレグラエに加えて、全巻からえり抜かれた総数で2024項目のレグラエを案出し、これらを、一般、人、物、訴訟、公法という5部制の分類のもとにまとめあげた。

スタインは、同章の影響について二点のこ

とを指摘している。1.レグラエを最後に一章にまとめられていることは、ユスティニアヌスがレグラエをとくに重視したこと、他のさまざまな規則類に対してレグラエに優位を与えたということを示唆する。2.「一般原則」general principlesという概念及びかかる原則と他の法体系との関係を論じる機会を与えた。「一般概念」の形成という点で、ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』最終章は大きな意味をもっている。

まず、序項「レグラ第一、あるいは、レグラの定義」の箇所を示し、次に、キュジャスの注釈を手がかりに、第1法文の解釈をめぐる種々の問題点を検討した。

まず、ポティエ『新編ユスタ学説彙纂』第50巻第17章序項の意義について、トリボニアヌスが「レグラ regula」という名辞並びに「古法 ius antiquum」という呼称で何を理解したかについて検討を踏まえつつ、第50巻第17章第1法文の解釈をめぐる歴史的な検討を行った。その要点を記せば以下の通りである。

まず、ポティエは、レグラとは何かを論じるにあたり、パウルス『プラウティウス註解』第16巻からの抜粋からなる第1法文を分析的に論じている。

第1法文は、出典表示によれば、パウルス『プラウティウス註解』第16巻からの抜粋とされる。第17章には、このほか第169法文から第180法文まで、連続して『プラウティウス註解』から抜粋されて、1つのグループを形成しており、唯一第16巻から抜粋された第1法文だけがこのグループから切り離され、第17章全体の冒頭に位置づけられている。『プラウティウス註解』からは、同巻の第7,9,11,12巻を除いて、各巻から1つずつ法文が抜粋されている。これらの論題の配列の中で孤立した第1法文が本来どのように位置づけられていたか、また同じ第16巻からの抜粋とされる第179法文と比較しても、『プラウティウス註解』内部での論題の関連性は必ずしも明らかにならない。第17章冒頭に置かれたことは、パウルスが本来の註解の中で想定していたものとは異なった特別な意味が法典編纂者によって与えられたということがうかがわれる。第1法文は、このように本来の文脈から切り離され、『学説彙纂』最終章に採録された一連のレグラエのもとで何を理解すべきか、その指導理念を示すという役割を与えられた。

第1法文の個々の文節について。法典編纂人が、『プラウティウス註解』のより長い一節からレグラに関する部分を切り取り、第17章の冒頭に短い法文として配置した。この第1法文は、三つの短文からなっているが、それぞれの関係は必ずしも一読して明解というわけではないように思われる。ポティエは、第1文と第2文がプラウティウス自身に由来し、第3文は、これに対するパウルスによる注釈と考えているようである。第1文と第

2文は、無関係に並列的に置かれているように見え、両者の間には、論理的な連続性よりもむしろ思考の切断がある。

第1文は、レグラとは、事物の本質を簡潔に要約して叙述することであると語るが、第2文は、このことは別の新しい視点を持ちだしており、二つの文章の間につながりがあるというよりは、むしろ思考の断絶を見ることもできる。たしかに第1文と第2文にはそれぞれ、「[現に]存在する事柄」「[現に]存在する法 *ius quod est*」という類似した言語構成が登場し、ともにレグラに関係づけられている。しかし現に存在する事柄とは何か、現に存在する法と何かについて、具体的な中身が示されるわけではない。ここで示されていることは、レグラが事柄の本質、それが何であるかを簡潔に要約することである、換言すれば、本質が事柄に先行してはいけないという趣旨のことが語られているだけである。

第1法文で「事柄」と訳されている *res* が具体的に何かを考えなければならない。羅和辞典から拾ってみると、「物、物事、事柄、事象...、事態、事情、状況、訴訟(事件)(弁論・著述の)題材、主題」などの訳語が列挙されている。いまこの *res* が「事項の略述」と結びつけられるとすると、*res* それ自体が無限定なものでなく、さまざまな事柄から一定の視点をもって切り取られたものとみた方が全体を一貫したかたちで理解できるのではないかと思われるのである。実際、前提された事柄 *res proposita*、指定された題材・主題 *quaecunque materia subjecta*、要件事実 *quaeque res* のような意味合いを想起することができる。

第50巻第17章の研究史において、アックルシウス『標準注釈』を繙くと、そこには、それまでのレグラエをめぐる議論が、4点のもとに要約されている。1.レグラの性質は何か、2.レグラの力 *potestas* とは何か、3.レグラの機能 *officium* とは何か、4.レグラはいかにして欠陥あるものとされるか。このようなアックルシウスの整理は、次の世代のディヌスによって詳細に展開される。

第202法文の定義 *definitio* についての注釈には、定義とは「ポエティウスによれば、それぞれの事柄の本質を意味する言明 *oratio substantem cuiusque rerum significans*」であるとしつつ、その一方で、ヤウオレヌスの定義は危険の言説に関連して、「しかしこれは作られたレグラのもとで複数の事柄の簡潔かつ要約的な伝達 *plurium rerum breviter sivesummatim sub regula facta traditio*」となる危険性を指摘している。

ポティエが第1の注の中で、「弁論家の間で、『事項の略述 *causae coniectio*』とは、事案の簡潔な筋書きのことである。」と記し、キュジャスもアスコニウス偽書などをひいてこの「事項の略述」を論じている。スタインはこの点に関して、注釈学者たちが必ずし

もそのように理解していなかったことをする。それはテキストの違いに由来する。現代の刊本は、フィレンツェ写本によりながら、パウルスのサビヌスからの引用は、*quasi causae coniectio*と読むのが通例となっている。これに対して、ボローニャ写本では、この部分の *quasi causae coniunctio*つまりレグラは「事項の結合」と読まれたとされる。これによれば、Aという事項で適用された事柄がBという別の事項に適用されると、その事柄がレグラとなる、あるいは共通の理と衡平性を共有する事項の結合するものがレグラであると理解されていた。こうした広がりレグラの性質を理解する上でさまざまな可能性を与えてくれる。レグラと例外の関係も同様である。

最後に、ポティエの第三で扱われる「古法」への言及について、「古法」概念は、人文主義法学を代表するキュジャスはもちろんこと、ポティエの『新編ユスティニアヌス帝学説彙纂』最終章を形作る一つの基本的なモチーフを形成している。キュジャスは註釈学派以来さまざまに論じられてきたレグラエ論の方向を大きく変えたといつてよい学者である。それは、第17章が概括的な言葉で『学説彙纂』全体のエッセンスを含まないことの発見であった。キュジャスはフィレンツェ写本の標題が、「さまざまな古法のレグラエについて」であって、たんに「法のレグラエについて *de regulis iuris*」でも「すべてのレグラエについて *de omnibus regulis*」でもないことを強調した。前注にもうかがえるように、『学説彙纂』の中には、最終章に採録されていない多くの重要なレグラエがあることを指摘した。キュジャス以後、いくつかのこうした他の章から採録されたレグラエ集も登場する。ポティエ『新編学説彙纂』最終章はその延長線上に誕生した。

(2) ポティエ『新編学説彙纂』第17章にして最終章さまざまな法のレグラエについての構成の検討(その詳細については、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/>を参照)を行った。レグラエの配列として、「法学提要システム」が採用されている。その際、菊池肇哉氏によって指摘された各編における個々のレグラの配列に関して、ポティエとドマ(「その市民的秩序による市民法」(1689)及び『抜萃法令集』(*Legum Delectus ex Libris Digestorum & Codicis. Ad usum Scholae et Fori*))との関係の解明はが部分的なものにとどまり、今後の課題と残されている。

(3) ポティエ『新編ユスティニアヌス帝学説彙纂』第50巻第17章第1部の編成原理の検討を行った。『学説彙纂』各章であれ、皇帝勅法であれ、その他の法源であれ、随所から、ユスティニアヌス『学説彙纂』の法全体のいわば索引となるべき簡潔な章句を

抜粋した。一般的指針をもとに、法全体にわたって個々の題材を涉猟し、記憶可能なかたちで一定数の簡潔な章句にまとめあげられている。(その詳細は

http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/81_3/04.pdf
を参照)。

(4) ポティエ『新編学説彙纂』第50章第17章第2部人についての編成原理の検討を行った。第2部第1章身分及び条件による人のさまざまな種別について、第1節自由人及び奴隷、並びに生来自由人及び解放自由人について、第2節家子について、第3節その他の人の種別について、第4節胎児について及び、出生した者がその親の条件を襲うこと、第5節頭格減少について、第6節帰国権及びコルネリウス法の擬制についての6節からなる。さらに第1節は、下位の分類として、第1款自由及び自由人に関するレグラエ、第2款奴隷及び解放予定奴隷、第3款生来自由人及び解放自由人の3款からなるこれらの配列とガイウス法学提要などそれとの比較検討を通じてその独自性を明らかにした(その詳細は

http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/82_1/06.pdf
を参照)を行った。

以上の全般的な考察と並行して、個別の題目に関する個別的な検討を試みた。

(5) ポティエ『新編学説彙纂』第50巻第17章第2部第1章第6節帰国権について、本編第49章第15章帰国権の章との関係性の分析を通じて、ポティエの思考過程を具体的に明らかにすることができた(その詳細については、

http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/82_2/22.pdf
を参照)。

(6) ポティエ伝の試み

上記の『新編学説彙纂』最終章の全般的乃至個別的な分析と並行して、ル・トロヌ Le Trosne によるポティエ回顧(Eloge historique de M.Pothier, par M Le Trosne として、Traité sur différentes matières du droit civil, appliquées à l'usage du barreau et de jurisprudence française, 1773, p.xxi 以下に収録)を中心にポティエの個人史に関する検討を試みた。これはポティエ『新編学説彙纂』制作過程の一端を知ることができるきわめて重要な資料であり、詳細については、日本法学第83巻2号(2017年)に掲載の予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7件)

吉原達也「バハオーフェンにおける「国家」の観念について——パーゼル大学教授就任講演「自然法と歴史法の対立」を手がかりに」政経研究 53 巻 2 号(2016 年 10 月刊)、469-496 頁、査読あり。

吉原達也「ポティエ『新編ユスティニアヌス帝学説彙纂』第五〇巻一七章における帰国権について」日本法学第 82 巻 2 号(2016 年 10 月刊)、639-664 頁、査読あり

吉原達也「ポティエ『新編学説彙纂』第 50 巻第 17 章第 2 部第 1 章について」日本法学 82 巻 1 号(2016 年 6 月刊)、1-44 (232-188) 頁、査読あり

吉原達也「古代ローマにおける incestum について」日本法学第 81 巻 1 号(2015 年 6 月刊)、1-29 頁、査読あり

吉原達也「『学説彙纂』第 50 巻第 17 章第 1 法文について——ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章」日本法学第 80 巻第 2 号(2014 年 10 月刊)、77-105 頁、査読あり

吉原達也「キケロ『カエキーナ弁護論』における争点の一考察」日本法学第 80 巻第 1 号(2014 年 6 月刊)、1-37 頁、査読あり

吉原達也「千賀鶴太郎博士の二つの自暦譜について」日本法学第 79 巻第 3 号(2014 年 1 月刊)、41-90 頁、査読あり

[その他 翻訳・書評など](計 7 件)

吉原達也【書評】「宮坂渉『数人の死亡の先後関係が不明な場合における証明責任について——ローマ法および法制史の観点から』筑波法政 58 号所収」法制史研究 65(2016 年 3 月刊行)、321-323 頁

吉原達也【翻訳】「レーネル編『永久告示録』下」法学紀要第 57 巻(2016 年 3 月刊)、236-274 頁、査読あり

吉原達也【翻訳】「ポティエ『新編学説彙纂』第一部抄」日本法学第 81 巻 3 号(2015 年 12 月刊)、97-126 頁、査読あり

吉原達也【翻訳】「レーネル編『永久告示録』上」法学紀要(第 56 巻 2015 年 3 月刊)、236-274 頁、査読あり

吉原達也【翻訳】「バハオーフェン『タナクイルの伝承』序説抄」日本法学第 80 巻 4 号(2015 年 2 月刊)、73-127 頁、査読あり

吉原達也【翻訳】「J・シュトルー『法の極みは不法の極み』」日本法学第 79 巻第 2 号(2013 年 9 月刊)、37-108 頁、査読あり

[学会発表](計 2 件)

YOSHIHARA, Tatsuya, Postliminium in Roman Law -D.49,15,5 in: Tokyo Edinburgh Humanities and Law Seminar, 5th September 2016 10:00-17:00, Place: University of Edinburgh, England(海外)

YOSHIHARA, Tatsuya, J.J. Bachofen's Mother Right and Penelope, in Conference "Odysseus and the Odyssey" (18 August-23

August 2014, Fondation Hardt, 23 August
2014, Swiss(海外)

〔図書〕(計 3件)

吉原丈司・平田公夫・吉原達也・林智良・井上琢也編『上山安敏先生略年譜・著作目録(三訂版)(完成稿) 卒壽記念 - ローマ法・法制史学者著作目録選(第十一輯)(完成稿)』2015年5月刊、294頁。

葛西康德他編・吉原達也「アーケティオー」「シヴィル・ロー」「ポッセシオー」「ローマ法」『法律学小辞典(第五版)』有斐閣、2015年3月刊、1-2, 512, 1236, 1364頁。

吉原丈司・吉原達也編『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授・千賀鶴太郎博士・戸水寛人博士・池辺義象氏略年譜・著作目録 日本ローマ法学七先生略年譜・著作目録(新訂版) ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯)』2013年9月刊、683頁(CD-Rom版)。査読なし

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
Yoshihara's homepage,
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉原達也 (YOSHIHARA, Tatsuya)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：8 0 1 2 7 7 3 7